

# 公益社団法人姫路納税協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人姫路納税協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、公益財団法人納税協会連合会及び税務官公署等と連携協調のもとに税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税務行政に関する意見具申
- (2) 税知識の普及徹底を図るための講習会、説明会等の開催及び指導
- (3) 税に関する広報、宣伝
- (4) 青色申告の指導育成及び振替納税の推進
- (5) 経理、経営に関する講習会・説明会等の開催及び指導
- (6) 図書及び各種資料の刊行配布
- (7) 融資手続等のあっ旋
- (8) 不動産の賃貸
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

## 第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、本会の目的及び事業に賛同して、第6条の規定により入会した個人、法人及びその他の団体とする。

2 本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員は、概ね、会員25人の中から1人の割合をもって選出さ

- れる代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 5 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 6 第3項の代議員選挙は、4年に1度、7月に実施することとし、代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
  - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
  - 10 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
    - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
    - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
    - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
    - (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
    - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
    - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
    - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
  - 11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出することにより、入会することができる。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき又は事業の閉鎖、解散若しくは法人合併により消滅したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の規程
- (4) 事業報告及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長(第19条に定める会長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会に出席した代表理事及び業務執行理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 50名以上 80名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長（代表代行）、13名以内を副会長、25名以内を常任理事、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の会長及び副会長（代表代行）をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長（代表代行）、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長（代表代行）は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長及び常任理事は、会長及び副会長（代表代行）を補佐する。
- 4 会長、副会長（代表代行）及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会の決議によって別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算定した額を、理事会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

第26条 本会は、一般法人法第111条第1項の責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等（理事（業務執行理事又は本会の使用人でないものに限る。）及び監事をいう。）の一般法人法第111条第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、0円以上であって理事会があらかじめ定めた額と一般法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長（代表代行）、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長（代表代行）が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 32 条 本会に、あわせて 10 名以内の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱し、その任期は、委嘱後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 顧問は本会の業務運営上の重要な事項について、相談役は会務全般にわたり、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(基金)

- 第37条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 抛出された基金は、本会が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 43 条 この定款の施行に必要な細則は、法令又はこの定款で定めるものを除き、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は三宅知行、副会長(代表代行)は三木正義、専務理事は曾谷勝明とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

1. 平成 23 年 4 月 1 日施行
2. 平成 24 年 5 月 24 日改正施行
3. 平成 24 年 5 月 24 日改正  
この定款の第 5 条第 6 項の規定は、平成 24 年 9 月 15 日から施行する。
4. 平成 28 年 5 月 24 日改正施行